

## 保険医療機関における書面掲示について

2026年7月 昭島みみ・はな・のどクリニック

2026年7月1日現在、施設基準等で定められている当院の保険医療機関の書面掲示事項は以下の通りです

### ・外来・在宅ベースアップ評価料

当院では医療従事者の賃金改善を図り、良質な医療を継続して提供するため、厚生労働省が定める「外来・在宅ベースアップ評価料」を算定しています。

本評価料は、医療現場で働く職員の処遇改善に充てられるものであり、医療の質の向上と安定した医療提供体制の維持を目的としています。

### ・外来感染対策向上加算

当院では院内感染防止対策として、感染管理者を配置し、標準予防策に基づいた感染対策を実施しています。また地域の医療機関と連携し、感染症の発生状況に関する情報共有や院内感染対策の向上に取り組んでいます。

発熱その他感染症を疑わせる症状を呈する患者さんについては、受診歴の有無にかかわらず受け入れを行い、必要な感染防止対策を講じたうえで診療を実施しています。ただし当院ではすべての感染症やウイルスに対する検査を実施しているわけではありません。詳細につきましては当院スタッフへご相談ください。

### ・連携強化加算およびサーベイランス強化加算

当院では感染対策向上加算 1 の届出施設である災害医療センターと連携を行い、当該医療機関に対し定期的な報告を行っております。また感染対策連携共通プラットフォーム (OASCIS) に参加し、定期的な報告を行っております。

### ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 3 に規定する遠隔モニタリング加算

当院では睡眠時無呼吸症候群に対する在宅持続陽圧呼吸療法 (CPAP) を受けている患者さんに対し、遠隔モニタリングシステムを活用した診療を実施しています。治療機器の使用状況や治療データを定期的に確認し、治療効果の評価や機器の適切な使用に関する指導を行うことで、安全かつ効果的な治療の継続を支援しています。

尚、遠隔モニタリングにより取得した情報は診療目的に限って利用し、個人情報保護に十分配慮して管理しています。

### ・電子的診療情報連携体制整備加算

当院は電子的診療情報連携体制整備加算の施設基準を満たし、患者さんの同意のもと、医

療機関や薬局等との間で診療情報や薬剤情報等を電子的に共有・活用できる体制を整備しています。

当院では患者さんの受診歴、処方薬情報、特定健診情報その他必要な診療情報を活用し、より安全で質の高い医療の提供に努めています。また取得した診療情報については、関係法令に基づき適切に管理し、患者さんのプライバシー保護に十分配慮しています。

#### ・明細書発行体制等加算

当院は療養担当規則に則り、診療報酬の算定項目が分かる明細書を無償で交付しています。明細書の発行を希望されない場合は、受付までお申し出ください。

#### ・一般名処方加算

当院では医薬品の安定供給等を踏まえ、後発医薬品があるお薬については商品名ではなく有効成分の名称である一般名で処方する場合があります。

尚、後発医薬品のある先発医薬品、いわゆる長期収載品を患者さんの希望で選択される場合には、選定療養費として保険給付とは別に料金を負担していただくことがあります。

#### ・保険外負担について

当院では診断書・証明書、健康診断、予防接種、その他保険診療外のサービス等について、実費のご負担をお願いしております。